

第10次長崎県卸売市場整備計画

第1 第10次長崎県卸売市場整備計画策定の趣旨、基本的な考え方と目標年度

1 計画策定の趣旨

卸売市場の整備計画は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて、概ね5年ごとに策定し、生鮮食料品及び花きの流通を巡る諸条件の変化に対応した卸売市場の立地及び施設の種類、規模、配置、構造に関する指標並びに市場取引、物流の合理化に関する基本的な事項を定め、その推進によって生鮮食料品及び花きの円滑な市場流通を図ろうとするものである。

県では、平成28年1月に公表された国の「卸売市場整備基本方針」及び平成28年4月に公表された「中央卸売市場整備計画」に即しながら、基本的に第9次計画を踏襲しつつ、県内の生鮮食料品及び花きの需要、市場流通の見通し並びに卸売市場の現状、関係市町及び関係団体の意向を踏まえ「第10次長崎県卸売市場整備計画」を策定する。

2 基本的な考え方

近年、卸売市場をめぐっては、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど大きな変化が見られる。

さらに、輸出も見据えた取扱物品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報の受発信、加工処理等の付加機能の充実など、生産者や実需者が卸売市場に期待する機能・役割は一層多様化している。

このように、卸売市場を取り巻く情勢は大きく変化し、かつ、厳しさが増しているものの、卸売市場は、引き続き、県民へ安定的に生鮮食料品等を供給する使命を果たすとともに、今後、それぞれの多様性を踏まえた経営戦略的な視点を持って、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展し、産地との連携及び消費者や実需者の川下ニーズへの対応の強化を図り、その期待に応えていくことが必要である。

以上を踏まえ、今後の卸売市場については、生産者・実需者との共存・共栄を図るという視点の下、卸売市場の有する目利き、コーディネート力等を発揮し、川上・川下をつなぐ架け橋として、その求められる機能・役割を強化・高度化していくことを基本に、その整備・運営を行うものとする。

3 目標年度

平成25年度を基準年度とし、平成32年度を目標年度とする。

第2 卸売市場が果たす役割・機能の充実

1 情報化の推進

情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図る。

2 労働条件の改善

最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善を通じた魅力ある職場づくりに努める。

3 関連事業者の活性化

関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図る。

4 災害時等の緊急対応体制の確立

災害時等の緊急の事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、協定締結等を通じた自治体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努める。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような体制を確立するため、BCP（事業継続計画）の策定に取り組む。

5 食の安全・安心への対応

食の安全に係る事件・事故等が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努める。

6 消費者との交流

県民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の県民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進する。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮する。

卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）

を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置する。

7 環境への対応

地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であることから、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設や塵埃^{じんあい}及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。また、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分に踏まえ、卸売市場ごとに、温室効果ガスや廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る数値目標や方針を事前に策定した上で、計画的に取り組む。

8 情報の公開・提供

卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努める。

第3 卸売市場の適正な配置の方針

1 卸売市場流通等の現状と見通し

(1) 長崎県の消費人口の見通しと需要の動向

本県の常住人口は、平成22年142万7千人で微減傾向が続いており、平成27年は137万6千人となっている。大村市と時津町で人口増加が見られるが、その他の地域は減少傾向である。

観光客については、平成25年3,130万2千人であるが、平成27年は3,328万4千人であり、2年連続で過去最高を更新している。

本県では、従来、造船・観光業を中心として堅実な雇用情勢が見込まれていたが、全国的な経済低迷の中で、雇用情勢も変化しつつあり、一方で出生率の低下により、常住人口の高齢化が進むものと考えられる。

このようなことから、平成32年の常住人口を131万2千人、観光客を併せた消費人口は平成25年の142万人から、平成32年には134万人になると見込んだ。

(表1参照)

表1 人口の現状と見通し(単位:千人)

区分	常住人口 A	観光客数	観光客 換算常住人口 B	消費人口 A+B
基準年度 (平成25年度)	1,396	31,302	23	1,420
目標年度 (平成32年度)	1,312	38,630	29	1,342

注1) 常住人口: 基準年度は「長崎県異動人口調査」(長崎県)より引用、目標年度は「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)より引用

注2) 観光客数: 基準年度は「長崎県観光統計」(長崎県)より引用、目標年度は「長崎県観光振興基本計画」より引用

注3) 観光客換算常住人口: $\text{日帰り客数等} \div 365 \text{日} \times 1/3 \text{食} + \text{宿泊客} \div 365 \text{日} \times 2/3 \text{食}$

県民の食料消費動向は、質的に多様化する中で、消費者の鮮度志向、健康・安全志向は高まり、特に食品の安全性や表示については、より強い関心が増している。

一方、単身世帯の増加、女性の社会進出、高齢化の進行、ライフスタイルの多様化等を背景に、食糧消費の量から質への変化、健康・安全への関心の高まり、食の外部化・サービス化等が進展しており、今後も同様の状況が続くものと見込まれる。

(2) 需要の現状と見通し

【青果物、花き】

野菜の国民1人当たりの年間需要量から、基準年度の長崎県民1人あたりの年間需要量を121.8kgとし、これを目標年度においては、長崎県民1人当たり年間需要量は、121.5kgと見通した。

果実の国民1人当たりの年間需要量から、基準年度の長崎県民1人あたりの年間需要量を55.4kgとし、これを目標年度においては、長崎県民1人当たり年間需要量は、52.7kgと見通した。

花きの国民1人当たりの年間需要量から、基準年度の長崎県民1人あたりの年間需要量を切花42.5本、鉢物1.9鉢とし、目標年度における長崎県民1人当たり年間需要量は、現状維持の切花42.5本、鉢物1.9鉢と見通した。(表2参照)

【水産物】

水産物需要は、近年の食生活の変化と消費人口の減少の影響を受けておおむね減少傾向であり需要量減が見込まれる。

基準年度における水産物の国民1人当たりの年間需要量から、基準年度の長崎県民1人あたりの年間需要量を、49.8kgとし、本県の総需要量は70,717トンであるが、目標年度には、長崎県民1人当たり年間需要量は、44.2kgと見込まれ、本県の総需要量は59,321トンと見通した。(表2参照)

【食 肉】

食肉需要は食生活の多様化や健康志向に伴い、目標年度では消費量増が見込まれている。

基準年度における食肉の国民1人当たりの年間需要量から、基準年度の長崎県民1人あたりの年間需要量を28.3kgとし、本県の総需要量は40,187トンであるが、目標年度には、長崎県民1人当たりの年間需要量は、29.0kgと見込まれ、本県の総需要量は38,921トンと見通した。（表2参照）

表2 長崎県における青果・花き・水産物・食肉の需要見通し

	長崎県年間総需要量						長崎県民1人当たり年間需要量					
	基準年度 (25年度)		目標年度 (32年度)		増減率		基準年度 (25年度)		目標年度 (32年度)		増減率	
青果	野菜	172,959	t	163,066	t	5.7%	121.8	kg	121.5	kg	0.2%	
	果実	78,670	t	70,729	t	10.1%	55.4	kg	52.7	kg	4.9%	
花き	切花	60,351	千本	57,040	千本	5.5%	42.5	本	42.5	本	0.0%	
	鉢物	2,698	千鉢	2,550	千鉢	5.5%	1.9	鉢	1.9	鉢	0.0%	
	水産物	70,717	t	59,321	t	16.1%	49.8	kg	44.2	kg	11.2%	
	食肉	40,187	t	38,921	t	3.2%	28.3	kg	29.0	kg	2.5%	

注1) 基準年度の野菜・果実・水産、食肉の長崎県民1人当たり年間需要量は「食糧需給表」（農水省）より引用、切花・鉢物は「花き生産出荷統計」（農水省）・「植物防疫統計」と人口統計より算出した。

注2) 目標年度の野菜・果実の長崎県民1人当たり年間需要量は近似曲線を使い予測、水産の長崎県民1人当たり年間需要量は「次期水産基本計画」（水産庁）の自給率目標より算出、食肉の長崎県民1人当たり年間需要量は重回帰分析による予測値を用いた

(3) 供給の現状と見通し

【野 菜】

平成25年の本県生産量は34万4千トンであり、その内30万7千トン（89.2%）が出荷販売され、出荷販売量の内2万7千トン（8.7%）が県内中央卸売市場に出荷された。

平成32年には、生産量を35万2千トン、その内出荷販売量を31万4千トン（89.2%）、出荷販売量の内2万トン（6.3%）が県内中央卸売市場に出荷されると見通した。

【果 実】

平成25年の本県生産量は9万5千トンであり、その内8万5千トン（89.4%）が出荷販売され、出荷販売量の内9千トン（10.5%）が県内中央卸売市場に出荷された。

平成32年には、生産量を9万6千トン、その内出荷販売量を8万5千トン（88.5%）、出荷販売量の内5千トン（5.8%）が県内中央卸売市場に出荷されると見通した。（引用：野菜・果実の生産量・出荷量は「長崎農林水産統計年報」、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」、「野菜振興計画」、「果樹生産出荷統計」、「長崎県果樹農業振興計画」と推計値を引用）

【花 き】

平成 2 5 年の本県切花の出荷量は 1 億 1,040 万本、本県鉢物の出荷販売量は 118 万鉢であり、平成 3 2 年の本県切花の出荷販売量は 1 億 1,496 万本、本県鉢物の出荷販売量は 126 万 3 千鉢と見通した。（引用：花の出荷販売量は花き生産出荷統計と推計値を引用）

【水 産】

平成 2 5 年の本県水産物の生産量（養殖業生産量を除く）は属人水揚量244,000トン、属地水揚量は265,146トンであった。平成 3 2 年の生産量は、長崎県水産業振興基本計画により、属人で254,000トン（基準年度比104.0%）と目標値を設定していることから水産物卸売市場等への水揚量を反映する属地水揚量は275,752トンと見通した。

【食 肉】

本県は畜産物の供給県であり、平成 2 5 年度の肉牛出荷は 2 万頭で、その内 8 千頭が県内でと畜され、また、肉豚出荷は 36 万 9 千頭で、その内 33 万 6 千頭が県内でと畜された。

目標年度では、肉牛出荷量を 2 万 3 千頭、その内 1 万 1 千頭が県内でと畜されると見通した。豚についても、出荷量を 39 万 3 千頭、この内 35 万 8 千頭が県内でと畜されると見通した。（食肉の出荷量は長崎県酪農・肉用牛生産近代化計画、長崎県農山村活性化計画、生活衛生課調べより引用）

(4) 卸売市場流通の現状と見通し

県内の青果物卸売市場は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在で中央卸売市場 1 市場、地方卸売市場 8 市場（うち 3 市場は青果以外も有する総合市場）、小規模卸売市場 7 市場、計 1 6 市場である。

これらの卸売市場の平成 2 5 年の取扱数量は、野菜 10 万 6 千トン、果実 3 万 8 千トンである。県内総需要量に対して取扱数量すべてを県内に供給したと仮定した場合に、県内市場の供給率は、野菜 61.2%、果実 48.3%となっている。

平成 3 2 年における市場の取扱数量は、野菜 9 万 4 千トン、果実 3 万トンと見通した。この結果、県内需要量に対する県内市場の供給率は、取扱数量すべてを県内に供給したと仮定した場合に、野菜 57.6%、果実 42.4%になると見通した。

県内の花き市場は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在で、地方卸売市場 4 市場（うち 2 市場は花き以外も有する総合市場）である。

平成 2 5 年度の花き（切花、鉢物）の取扱数量は 4,640 万 2 千本（千鉢）である。平成 3 2 年には取扱数量は花き（切花、鉢物）3,628 万 5 千本（千鉢）と見通した。こ

の結果、花き（切花、鉢物）の県内総需要量に対する県内市場の供給率は、取扱数量すべてを県内に供給したと仮定して、平成25年73.5%が、平成32年には60.8%になると見通した。

県内の水産物卸売市場は、平成28年3月31日現在で、地方卸売市場4市場（うち1市場は青果も有する総合市場）、産地小規模卸売市場23市場の計27市場である。

平成25年の市場流通量は201,145トンで、うち県内消費向供給量61,601トンに対する県内消費需要量は68,877トンで供給率は89.4%となっている。平成32年には、市場流通量は209,191トンで、うち県内消費向供給量53,750トンに対する県内消費需要量は57,692トンで供給率は93.2%と見通した。（表3参照）

	平成25年	平成32年
県内需要量(A)	70,717	59,321
うち漁家消費量(B)	1,840	1,359
県内消費需要量(A-B)	68,877	57,692
市場流通量	201,145	209,191
うち県内消費向供給量	61,601	53,750
属地水揚量	265,146	275,752
属人水揚量	244,000	254,000

注1) 漁家消費量は「漁業センサス」・「長崎県水産業振興基本計画」と年間需要量から算出した
 注2) 市場流通量は市場からの報告、年報、「水産物流通の実態」より算出した
 注3) 県内消費向供給量は「漁港港勢調査」、「水産物流通の実態」より推計した
 注4) 属地水揚量は「漁港港勢調査」による
 注5) 属人水揚量は「長崎県水産業振興基本計画」による

県内の食肉市場は、平成28年3月31日現在で、地方卸売市場1市場である。平成25年度における牛・豚の市場取扱量は15万頭（豚換算）で、市場供給率は23.0%となっている。目標年度の取扱量は、14万7千頭（豚換算）、市場供給率は23.5%になるものと見込まれる。

(5) 市場外流通の現状と見通し

産地及びユーザーの変化の中で、生鮮食料品等の流通形態は多様化し、大型産地と大型ユーザーの直接取引の拡大、パソコンや携帯電話等によるインターネットを活用した直接販売、宅配便や輸入の増大、農産物直売所の増加等により、市場外取引が増大しつつある。

2 品目別流通圏の設定

(1) 青果物、花き

流通圏の設定に当たっては、従来と同様に青果物及び花きの流通状況、都市化の進展状況、道路交通網の整備状況等や産地の特化、大型化等の傾向を踏まえ、またこれらの将来における変化の見通しを勘案し、佐世保市地方卸売市場を拠点とする県北流通圏、長崎市中央卸売市場を拠点とする県南流通圏及び壱岐・対馬流通圏を設定した。

【県北流通圏】

佐世保市を中心とした4市5町で形成される。流通圏の中心となる佐世保市の消費人口は、平成25年で26万3千人であり、ハウステンボスを中心とした観光産業等による消費人口は平成32年においてもほぼ同程度が見込まれるものの、流通圏全体としての消費人口は減少傾向にあり、平成25年で41万8千人、平成32年には39万人になると見通した。

【県南流通圏】

長崎市を中心とした7市3町で形成される。時津町で消費人口の増加が見込まれるものの、常住人口の高齢化の進展等により長崎市では消費人口の減少が予想される。流通圏全体では、消費人口が平成25年で93万8千人、平成32年には89万5千人になると見通した。

【壱岐・対馬流通圏】

壱岐市・対馬市の2市で形成され、その流通は、海路を利用した福岡経済圏との交流が主体である。消費人口は平成25年の6万2千人から、平成32年は5万6千人になると見通した。

(2) 水産物

流通圏の設定に当たっては、県内流通の特性、各地域の地理的経済的諸条件を考慮し、佐世保市地方卸売市場水産市場、地方卸売市場松浦魚市場を拠点市場とする県北流通圏、地方卸売市場長崎魚市場を拠点市場とする県南流通圏及び壱岐・対馬流通圏の3流通圏を設定した。

【県北流通圏】

佐世保市を中心とした4市5町で形成される。流通圏内の消費人口は平成25年で41万8千人であるが、これまでの減少傾向を考慮し、平成32年は39万人と予測される。

【県南流通圏】

長崎市を中心とした7市3町で形成される。流通圏内の消費人口は平成25年で93万8千人であるが、これまでの減少傾向を考慮し、平成32年は89万5千人になると見通した。

【壱岐・対馬流通圏】

壱岐市・対馬市の2市で形成され、その流通は、海路を利用した福岡経済圏との交流が主体である。

流通圏内の消費人口は平成25年で6万2千人であるが、これまでの減少傾向を考慮し、平成32年は5万6千人となると見通した。

(3) 食 肉

食肉の流通圏の設定は、本県の地域的特性、人口動態、食肉消費動向及び道路・交通網の整備等の諸条件を踏まえ、佐世保市地方卸売市場食肉市場を拠点とする本土・五島流通圏と福岡・北九州市を中心とした県外市場との関係が深い壱岐・対馬流通圏を設定した。

【本土・五島流通圏】

壱岐市及び対馬市の2市を除いた11市8町で形成され、消費人口は平成25年の135万7千人から、平成32年には128万5千人になるものと見込まれる。

【壱岐・対馬流通圏】

壱岐市と対馬市の2市で形成され、消費人口は平成25年の6万2千人から、平成32年には5万6千人になるものと見込まれ、現在の県外からの供給に依存した流通圏が今後も継続すると見通した。

3 卸売市場整備計画

(1) 整備計画の概要

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢に対応し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化が図られるよう、開設者の財政状況も勘案の上、次の事項に留意して行うものとする。

中央卸売市場については、中央卸売市場整備計画に基づき整備すること。

地方卸売市場については、集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品等流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となるなど、地域内の生鮮食料品等流通において重

要な役割を担う特定の地方卸売市場（水産物産地市場を除く。）であって、次に掲げる措置のいずれかに取り組むことを基本とする市場を「地域拠点市場」と定めること。

ア 他の地方卸売市場との統合

イ 他の卸売市場との連携した集荷・販売活動

の地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、

ア 当該地域拠点市場が青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として15,000トン以上

イ 当該地域拠点市場が水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として7,000トン以上

ウ 当該地域拠点市場が花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として2,000万本相当以上

にそれぞれ達することが見込まれること。

なお、当該地域拠点市場が食肉を主たる取扱品目とする卸売市場については、と畜場を併設しているという性格に鑑み、当面の間、目標年度における取扱数量は定めない。

全国的な卸売市場の再編を促進する観点から、地域拠点市場が他の市場と統合する場合においては、当該統合が次に掲げる要件の全てに適合していることが望ましい。

ア 当該統合の中核となる地域拠点市場の取扱金額が50億円以上又は卸売場面積が3,000㎡以上であること。

イ 統合後の地域拠点市場の取扱金額が100億円以上又は卸売場面積が5,000㎡以上であること。

ウ 当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第4条第2項の規定により、同法第2条第3項第2号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。

中央卸売市場開設区域内における地方卸売市場については、その開設区域内に配置することが当該開設区域内における生鮮食料品等の円滑な流通の確保を図るために必要であると認められる場合に限り、配置すること。

食肉を主たる取扱品目とする地方卸売市場については、地域における肉畜の生産事情、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展及び食肉処理施設との関連に留意の上、市場機能が十分に発揮し得るよう配置すること。

水産物産地市場

産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、漁港の整備計画等を勘案し、長期的展望に即して市場機能の強化を推進すること。

なお、卸売市場は、目標年度である平成32年度には次表のとおり整備が計画されている。

市場分類	現在 (H28)				目標 (H32)				市場の増減						施設の整備			
	中央	地方	小規模	計	中央	地方	小規模	計	増			減			計	新築	増改築	その他
									新設開設	統合新設	分類変更	廃止	統合廃止	分類変更				
総合市場	青果・水産・花き																	
	青果・水産		1		1		1											1
	青果・花き		2		2		2											
青果市場	1	5	7	13	1	4	6	11		1		1	2		2			3
花き市場		2		2		2		2									1	1
水産市場		3	23	26		3	21	24				2			2			3
食肉市場		1		1		1		1										1
合計	1	14	30	45	1	13	27	41	0	1	0	3	2	0	4	1	9	0

(2) 整備計画の方針

【総合卸売市場】

総合卸売市場とは、青果卸売市場、花き卸売市場、水産物卸売市場及び食肉卸売市場のうち、二つ以上の機能を有する卸売市場をいう。

平成28年3月31日現在、地方卸売市場として、青果及び水産部門を有する平戸魚市(株)地方卸売市場並びに青果及び花き部門を有する大村市総合地方卸売市場、佐世保市地方卸売市場がある。

【青果卸売市場及び花き卸売市場】

中央卸売市場については、国の整備計画に基づき整備が図られる。

地方卸売市場については、諫早市にある2つの青果地方卸売市場を統合し整備拡充を図るとともに、同市の花き地方卸売市場については移転整備し機能充実を図る。

【水産物卸売市場】

水産物卸売市場は、現在地方卸売市場4市場(うち1市場は青果も有する総合市場)、産地小規模市場23市場の合計27市場である。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場については、水産庁が策定した「長崎地区における高度衛生管理基本計画」に基づいて、閉鎖型の卸売場施設等を整備し、

衛生管理の高度化を図る。

松浦市地方卸売市場松浦魚市場については、松浦市が策定した「松浦魚市場再整備実施計画」に基づいて、閉鎖型の卸売場施設等を整備し、衛生管理の高度化を図る。

佐世保市地方卸売市場水産市場については、県北流通圏内の水産物流通の重要な役割を担う地域拠点市場と定め、一部閉鎖型の卸売場施設等を整備し、衛生管理の高度化を図る。

平戸魚市株式会社地方卸売市場については、水産物の鮮度保持施設等を整備し、品質管理の高度化を図る。

産地小規模市場については、その多くが漁業協同組合が開設する産地市場であることから、長崎県水産業振興基本計画に基づいた漁協等の合併や事業統合に合わせた、市場の統合と機能の強化を図っていくこととする。

また、各漁協が使用する荷さばき所（取引を行わないもの）については、市場と連携を図りながら迅速かつ効率的に集出荷するため配置し、活魚施設や衛生・貯蔵保管施設等、必要な施設整備を行う。

なお、廃止になる市場については、必要に応じ、荷さばき場として衛生・貯蔵保管施設等を整備し、集出荷機能の強化を図る。

【食肉卸売市場】

本県唯一の佐世保市地方卸売市場食肉市場の役割を十分に発揮するため、食肉の衛生的な流通システムを推進しながら品質管理の高度化をはかり、地域畜産及び食肉業者等との連携を深め、食肉の円滑な流通と市場の安定化を図ることとする。

流通圏	配(市町名)	市場番号	当該流通圏既存市場名	整備方針			備考				
				市場の整備計画	区分	取扱品目					
青果 花き	水産	県	佐世保市	1	佐世保市地方卸売市場 青果市場	施設整備	地方(公)	青果物	H28~	売場施設等	
				2	佐世保市地方卸売市場 水産市場	施設整備	地方(公)	水産物	H28~	売場施設等	
				3	佐世保市地方卸売市場 食肉市場	施設整備	地方(公)	肉	H28~	衛生施設等	
				4	佐世保市地方卸売市場 花き市場	施設整備	地方(公)	花	H28~	売場施設等	
				5	九十九島漁業協同組合共同販売所(産)		小規模(民)	水産物			
本	士	川棚町	川棚青果市場	6	川棚青果市場	廃止	小規模(民)	青果物			
				7	新上五島町	上五島町漁業協同組合魚市場(産)		小規模(民)	水産物		
				8	松浦市	松浦市地方卸売市場松浦魚市場(産)	施設整備	地方(公)	水産物	H29~	売場施設等
				9	平戸市	平戸市(株)地方卸売市場	施設整備	地方(民)	水産物 青果物	H28~	売場施設等
				10	長崎市	長崎市中央卸売市場	施設整備	中央(公)	青果物	H28~	売場施設等
北	島	長崎市	地方卸売市場長崎花市場	11	地方卸売市場長崎花市場		地方(民)	花			
				12	長崎県地方卸売市場長崎魚市場(産)	施設整備	地方(公)	水産物	H28~	売場施設等	
				13	長崎市茂木漁業協同組合共同販売所(産)	廃止	小規模(民)	水産物			
				14	長崎西部青果市場		小規模(民)	青果物			
				15	大村湾漁業協同組合共同販売所(産)	廃止	小規模(民)	水産物			
士	時津町	諫早市	諫早青果地方卸売市場	16	諫早青果地方卸売市場	統合	地方(民)	青果物	H28~		
				17	地方卸売市場諫早大同青果(株)		地方(民)	青果物	H28~		
				18	地方卸売市場諫早花市場		地方(民)	花	H28~	移転新設等	
				19	橘湾中央漁業協同組合共同販売所(産)		小規模(民)	水産物			
				20	大村市	大村市総合地方卸売市場		地方 [第3セク]	青果物 花		
五	雲仙市	大村市	大村湾東部漁業協同組合共同販売所(産)	21	大村湾東部漁業協同組合共同販売所(産)		小規模(民)	水産物			
				22	橘湾東部漁業協同組合千々石共同販売所(産)		小規模(民)	水産物			
				23	橘湾東部漁業協同組合小浜共同販売所(産)		小規模(民)	水産物			
				24	橘湾東部漁業協同組合南串山共同販売所(産)		小規模(民)	水産物			
				25	小浜青果市場	施設整備	小規模(民)	青果物	H28~	貯蔵・保管施設等	

流	通		配	置	市場	当	備			針		考
	青果	食肉					水産	流通圏	既存市場名	市場番号	該流通圏既存市場名	
青果	本	島	南	島原市	26	島原青果地方卸売市場				地方	青果物	
花き	士	五	南	島原市	27	青果地方卸売市場				地方	青果物	
				島原市	28	島原漁業協同組合共同販売所(産)				小規模	水産物	
					29	(有)入千代商店魚市場(産)				小規模	水産物	
					30	池田水産魚市場(産)				小規模	水産物	
					31	有明青果市場				小規模	青果物	
					32	加津佐中央青果市場				小規模	青果物	
					33	野田青果市場				小規模	青果物	
					34	島原半島南部漁業協同組合加津佐共同販売所(産)				小規模	水産物	
				南島原市	35	島原半島南部漁業協同組合口之津魚市場(産)				小規模	水産物	
					36	島原半島南部漁業協同組合南有馬共同販売所(産)				小規模	水産物	
					37	西有家町漁業協同組合共同販売所(産)				小規模	水産物	
					38	有家中央青果地方卸売市場				地方	青果物	
					39	有家町漁業協同組合魚市場(産)				小規模	水産物	
					40	福江青果卸売市場				小規模	青果物	
				五島市	41	五島市魚市場(産)				小規模	水産物	
					42	五島漁業協同組合富江支所共同販売所(産)				小規模	水産物	
					43	奈留町漁業協同組合共同販売所(産)				小規模	水産物	
				吉岐市	44	郷ノ浦町漁業協同組合共同販売所(産)				小規模	水産物	
					45	勝本町漁業協同組合共同販売所(産)				小規模	水産物	
				対馬市	46	蔵原町魚市場(産)				小規模	水産物	

第4 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品等流通の広域化、都市部等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行う。この場合、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路など生鮮食料品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類とその具体例は次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や、加工処理等の機能の強化、さらには環境問題への積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意する。

その際、公設卸売市場においては、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努め、特に、施設整備における P F I 事業の活用、施設管理については民間委託の推進や地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく指定管理者制度の活用を通じ、整備・運営コストと市場使用料の抑制等に努める。さらに、卸売市場の利用者が受ける便益等に応じた費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討する。

- (1) 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。
- (2) 産地との連携強化により魅力的かつ特色ある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食料品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
- (3) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため、市場関係業者が一体となっていくリテイルサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。
- (4) コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や、衛生管理施設等の品質管理の高度化に

資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。

その際、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な行程を監視・記録するシステム）の考え方を採り入れた品質管理や、外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の早急な整備・配置に務めること。また、施設の整備・配置に当たっては、取扱物品の構成、生産者や実需者のニーズ、施設整備に伴う場内物流の効率性への影響、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、立地条件、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等も考慮しつつ、卸売市場ごとに低温（定温）管理施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定すること。

- (5) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (6) 新規需要の創出を通じた市場関係者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件等を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- (7) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。特に、都市部の卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置とすること。
- (8) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。
- (9) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (10) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
生産者や実需者とのデータ連携や取引の効率化に資する生鮮EDI標準（受発注等の情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め）の導入及び電子タグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））等の情報通信技術の活用
産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内にお

けるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。

- (11) 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとする。

第5 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図る。

- (1) 各卸売市場においては、市場取引委員会の場合等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。

- (2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場合等を活用して利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めること。

- (3) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定し、これを遵守すること。なお売買取引の方法については、各卸売市場における市場取引委員会の場合等において不断の

検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

- (4) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図ること。特に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努めること。
- (5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、市場取引委員会の場合等を活用して利害関係者の意見を十分に聴き、当該卸売市場の経営戦略も踏まえて、法令の範囲内でより迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努めること。特に、生産者や実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認、各種書類の提出・報告の義務付け等について、その必要性を十分に検証した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化を徹底すること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報通信技術の活用や生鮮 EDI 標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (6) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めること。
- (7) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (8) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。

- (9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有する学識経験者等への委員委嘱等を通じ、適切な調査審議がなされるよう務めるとともに、経営戦略的な視点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めること。
- (10) 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、
原産地表示の徹底等による公正な取引の確保
生産履歴情報等の適切な確認・伝達
食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実
生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保
に取り組むこと。
なお、その際には業務の効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。
- (11) 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のため温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理高度化のための措置に取り組むとともに、当該措置を内容とする品質管理の高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、H A C C P（危害分析・重要管理点）の考え方を採り入れた品質管理に努める。特に、水産物及び食肉を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮^{きつ}やナイフの消毒等に取り組む。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、基本的な衛生管理の徹底のみならず、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図る。特に、輸出に取り組む卸売市場にあっては、輸出先の法令で求められるHACCPに基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組む。

第6 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

卸売業者及び仲卸業者については、集分荷機能、情報受発信機能等の卸売市場の機能を実際に担う主体であることを踏まえ、卸売市場ごとの経営戦略に即した機能強化、卸売市場に対する信頼の確保等に向けて、特に次の事項に留意し、その経営体質の強化等を図る。

1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

(1) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、

消費者、実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特性も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化

大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応した加

工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテールサポート等の機能強化による実需者との連携強化に積極的に取り組むこと。

- (2) 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を発揮し、国内産の農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めること。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者へのフィードバックを的確に行うなど、情報受発信の取組を強化すること。
- (3) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。
- (4) 取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めること。その際、産地、他の卸売市場、関連機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むこと。
- (5) 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化への取組に対する積極的な参画に努めること。
- (6) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等、両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (7) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に

努めること。

2 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築等による連携関係の強化を図ること。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善に取り組むこと。地方卸売市場にあっては、国の定める財務基準等を踏まえ、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。

また、業務の適正かつ健全な運営を確保する観点から、開設者は、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善計画の達成状況のフォローアップを濃密に行い、必要に応じて改善時期や改善事項の明確化も含めた計画見直し等を指導すること。

さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

- (3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。

- (4) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

3 仲卸業者

- (1) 仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化を図るとともに、必要に応じて、仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等に取り組むこと。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、財務体質の強化を図るとともに、経営改善に取り組むこと。その際、開設者が定める指導監督に係る指針、財務基準等を踏まえ、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。また、業務の適性かつ健全な運営を確保する観点から、開設者は、指導監督に係る指針に即して適切な指導を行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 情報通信機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

別記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i ：目標年度における売場施設の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i ：売場施設経由率

μ_i ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i ：売場施設通路面積

i ：各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25\text{m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模